ZENSATO Monthly
全里マンスリー
2017 年 3 月号　VOL87.
2017 年 3 月 10 日（金）（公財）全国里親会

今後の里親大会などの予定（平成 29 年度）

来年度の全国里親会里親会の日程をお知らせします。

◆全国里親大会京都大会（近畿地区里親研修会）：
9 月 30 日～10 月 1 日、京都府民総合交流プラザ

◆各地のブロック大会
・中国地区里親研修大会：5 月 27 日～28 日
島根県出雲ロイヤルホテル
・東海･北陸ブロック里親研修大会福井大会：6 月 3 日～4 日
福井県あわら市　清風荘
・関東甲信越静里親研究協議会大会さいたま市大会：
7 月 1 日、さいたま市
・九州地区里親研修大会：7 月 29 日～30 日
大分県別府市別府湾ロイヤルホテル
・東北地区里親研修会：7 月 29 日～30 日、岩手県
・北海道里親研修大会：9 月 5 日～6 日、函館市
・四国地区里親研修会：10 月 22 日、高知市内

◆女性リーダー研修会
・全国里親会女性リーダー研修＆西日本里母の集い大会：
8 月 26 日（土）～27 日（日）、
山口県山口市湯田温泉ホテルニュータナカ。

◆IFCO 世界大会：11 月 1 日（水）～4 日（土）マルタ共和国。
IFCO 大会については、日程等詳細は決まっておりませんが、決まり次第お知らせします。
全国里親会では、ツアーを計画しています。

全国里親会　人事

3 月 1 日付で全国里親会の事務局長が交替しました。清水啓司が退任し、一般公募により、新事務局長に大西延英（56 歳）が就任しました。

大西は、昭和 59 年東京外国語大学英米語学科卒、教護職員養成所修了、国立武蔵野学院、国立きぬがわ学院、厚生労働省障害児支援専門官等を歴任し、昨年 12 月に退職されていました。

全国児童福祉主管課長会議が開かれました

2 月 20 日（月）、厚生労働省において「全国児童福祉主管課長会議」が開催され、社会的養護に関しては、雇用均等・児童家庭局家庭福祉課長から 29 年度の取り組みについて説明がありました。

◆社会的養護全体について

昨年 5 月に改正児童福祉法が改正され、「社会的養護の課題と将来像」（平成 23 年 7 月）を全面的に見直し、新たな社会的養育のあり方を示すこととしています。

① 改正児童福祉法等の進捗状況を把握するとともに、「新たな子ども家庭福祉」の実現に向けた制度改革全体を俯瞰する
② 改正児童福祉法を踏まえた社会的養育の考え方、家庭養護と家庭的養護の用語の整理・定義の明確化を図る
③ ②を踏まえ地域分散化も含めた施設機能のあるべき姿
④ 里親、養子縁組の推進や、在宅養育支援のあり方、これらを踏まえた社会的養育体系の再編
⑤ ②～④を踏まえた都道府県推進計画への反映のあり方
⑥ 児童福祉法の対象年齢を超えて、自立支援が必要と見込まれる 18 歳以上（年齢延長の場合は 20 歳）の者に対する支援のあり方

これらを含め、社会的養育のあるべき姿を検討しており、「新たな社会的養育のあり方に関する検討会」で一定の取りまとめが得られたら、その内容を各自治体が策定した都道府県推進計画に反映していくこととしています。

◆養子縁組里親の支援

改正児童福祉法で養子縁組里親について、研修の義務化や欠格要件、都道府県知事による名簿の作成を新たに法定化しました。特に新生児や乳児について、長期的に実親の養育が望めない場合には、特別養子縁組を希望する養子縁組里親に委託し、子どものパーマネンシー（恒久的な養育環境）を保障することを優先し、積極的に委託の検討を行うとしています。

◆その他

① 新生児や乳児の里親委託
特定の大人との関係を築くことは、健全な心身の成長や発達を促すことから、里親への委託が原則である。自治体間格差も大きく、里親委託を推進する。
② 乳児院から里親への措置変更の推進
乳児院退所後の措置変更先についても、自治体間格差が大きく大部分を養護施設へ措置変更している自治体もある。乳児院からの措置変更先は、里親への委託が原則であり、重点的な取り組みを推進する。
③ 医療給付の受診券について
里親に委託されている子どもの受診券の記載や受診券の取り扱いには十分な配慮が必要である。このため、「児童福祉法の規定に基づく療育の給付、措置等に係る医療の給付に関する取扱いについて」（平成 27 年 3 月 31 日付厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課長・母子保健課長、社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長連名通知）において、里親の姓を使用し生活している場合もあるので、
・受診券の氏名欄は児童の戸籍上の氏名に加え、里親の姓を併記するなど、児童に配慮した記載内容とすること。
・医療機関や薬局において、戸籍上の氏名ではなく、里親

の姓で呼び出しをしてもらえるよう児童に配慮した対応をすることなど、里親家庭の子どもが安心して受診券を利用できるよう周知すること。

④　里親証明書の発行

里親が委託を受けた子どもの転入手続きや転校手続きなどをする際、里親としての身分を証明することができず、子どもとの関係性を確認するために、余計な時間がかかってしまったり、里親制度を理解してもらえない場合などがある。自治体によって「里親証明書」を発行しているところもあり、カード形式の持ち運びしやすい形態での実施の検討を願いたい。こうした取り組みが、里親に対する社会の理解、里親の普及啓発にもつながることとなる。

◆措置延長、措置継続等の積極的な実施

措置延長、措置継続については「児童養護施設等及び里親等の措置延長等について」（平成 23 年 12 月 28 日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）において、自立生活に必要な力が身についていない状態で措置解除することのないよう、18 歳以上の措置延長を積極的に活用することや、中学校卒業後就職する児童や高等学校等を中途退学する児童について、卒業や就職を理由として安易に措置解除することなく、継続的に養育を行う必要性の有無により判断すること。改正児童福祉法においても、個々の子どもの状況に応じて必要な支援を行うこととしている。

◆里親支援事業の創設

［施策の目的］

改正児童福祉法において、都道府県（児童相談所）の業務として里親の開拓から児童の自立支援までの一貫した里親支援及び養子縁組に関する相談･支援が位置づけられたことに伴い、従来の里親支援機関事業を拡充の上、名称変更し、里親制度の普及促進による新規里親の開拓、里親と児童とのマッチング、委託児童に係る自立支援計画策定、委託後の総団支援等及び養子縁組に関する相談・支援を行う里親支援事業を創設する。

○　実施主体　都道府県、指定都市、児童相談所設置市（里親会、児童家庭センター、ＮＰＯ法人、児童養護施設、乳児院等に委託可）

○　事業の内容

・里親制度の普及、研修の実施　・里親への訪問支援、里親の相互交流　・未委託里親へのトレーニング、共働き家庭への里親委託促進・マッチング・自立支援計画作成

・養子縁組に関する相談、支援

○　職員の配置

･里親相談支援員（常勤）・里親トレーナー（見委託里親へのトレーニングを実施する場合　非常勤）

・里親やファミリーホームに委託される子どもや里親に対して、心理面から専門性の高い支援を実施するため、心理訪問支援員（仮称）を配置・委託調整員（マッチング、自立支援計画作成を実施する場合（常勤）・調整補助員（非常勤）

◆社会的養護自立支援事業（29 年度新規事業）

里親等への委託を受けていたものについても 18 歳（措置延長の場合は 20 歳）到達後も、原則 22 歳の年度末まで引き続き必要な支援を受けることができるよう措置が講じられます。

・措置解除後の生活費や居住に関する支援・身元保証人になる場合の保険料補助等

里親手当の改定

4 月から里親手当の改定が行われます。養育里親（第 1 子）72000 円⇒86000 円、（第 2 子以降）36000 円⇒43000 円、専門里親（第 1 子）123000 円⇒137000 円、（第 2 子）87000 円⇒94000 円。養育費などの単価ｕｐについては、分かり次第お知らせします。

日本財団が社会的養護のアウトカム調査を実施

今回の改正児童福祉法では、家庭で暮らすことのできない子どもにはそれに代わる家庭を提供すべきとして、里親や養子縁組を推奨しています。しかし、どのような養育形態が子どもの成長にとって望ましいのか、十分なエビデンスがあるとは言えません。

そこで、このほど、日本財団は代替的養護の形態と子どもの成長後のアウトカム（結果、成果）を取り扱った国内外の調査研究の系統的レビューを行いました。

どのような養育形態が子どもの中長期の成長発達にとって望ましいのか、また養育形態が子どもにどのような影響をもたらしているのかを明らかにすることが目的で、今後の社会的養育のあり方に役立てたい、としています。

レビュー調査とは調査研究を収集し、過去にどのような調査が行われたかをリサーチするものです。今回、調査研究の対象は、代替的養護下にあった経験を持つ者の 15 歳以降の成長を定量的に取り扱うもので、1980 年以降に公表された調査研究を対象にしています。

海外でのヒットは 30543 件から 21 件を選定。国内では 5876 件のヒットから 41 件を選定。結果としては、養子縁組、親族ケア、里親ケアは子どもの成長後のアウトカムが良好であることが示唆されました。国内では介入研究は含まれず、養育形態別のアウトカムが比較的可能なものはわずか。また、取り扱うアウトカムは進学や就職などに偏っていました。

日本では、高いエビデンスレベルに位置づけられる調査研究がないため、代替的養護形態に起因する養育環境の違いと子どもの成長後のアウトカムの関連性は不明確な段階にある。そして、家庭養護分野の調査研究の充実によって海外とのエビデンスギャップを早急に解消し、子どもの利益にかなう政策・実践が求められている、としています。

報告書は日本財団のホームページにアップされていますので、参考にしてください。